**許諾条件**

写真等の使用を許諾するに当たっては、次に掲げる条件を付す。

・著作権等無体財産権の対象となるもの（美術作品、パビリオン、マーク等）の写真等を利用する場合は、当該権利者の承認を得ること。また、使用に当たって紛争が生じた場合は、申請者が責任をもって対処すること。

・写真等をさらに複写及び二次使用することを禁止するとともに、第三者に譲渡若しくは転貸しないこと。

・写真等に修正等を加えて利用しないこと。ただし、映像の利用にあたっては、事前に大阪府と協議し承認を得た範囲を超える修正等は行わないこと。

・写真等を申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。

・写真等について、褪色等を理由に異議を申し立てないこと。

・写真等を雑誌・書籍・放送番組等に利用する場合は、「大阪府」が写真等を提供した旨を明示すること。

・写真等を利用して完成した成果品（パネル制作等に利用した場合は展示状況の写真等）を、１部大阪府に提出すること。

・複写フィルムによる貸出を受けた申請者は、利用期間終了後、遅滞なく複写フィルムを返却すること。ただし、映像の貸出を受けた申請者は、大阪府へ映像素材を返却すること。